

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 商工農水部 商工課  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月14日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 補助金が有効に活用されないリスク</p> <p>① 働きやすい職場づくり支援事業費補助金について</p> <p>当補助金の対象事業のうち、ハード整備支援事業の実績が17件に対して、ソフト整備支援事業の実績がない。ソフト整備支援は、女性のライフスタイルに合わせた就労制度の導入や、本人の希望に応じてパートから正職員などへの転換が行えるような就業規則の整備を事業対象としており、そのような制度構築は、女性の就労促進にとって、ハード整備と同様に重要であるため、事業者に対し、事例も示しながらこの補助制度の有効活用を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度はソフト整備支援事業1件の実績があったが、ハード整備支援事業と比較すると申請件数が少ない。中小企業の中には、就業規則が旧来の内容のままとなっている事例もあり、働きやすい職場づくりのためにソフトの整備も重要と認識している。ハード整備事業を利用した企業に、補助金を活用したソフトの整備も呼び掛けるなど、周知を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年12月31日</p> <p>広報8月上旬号の準特集にて補助金の周知を図ったこともあり、令和4年度は現時点で9件のソフト整備支援事業の申請があった（ハード整備支援事業の申請は8件）。引き続き、ソフト整備支援事業を含めた補助金の周知を図っていく。</p>
<p>② 近鉄四日市駅西開発整備事業費補助金について</p> <p>当補助金については、四日市工業高校跡地利用における高次商業施設へ新規店舗の入居を促進し、中心市街地の活性化に資することを目的に、市は開発事業者と協定を締結し、同開発事業者へ約15年間にわたり補助金を交付してきた。しかし、令和3年になって事業者が変わり、市は新しい事業者に対して、前事業者と同様に協定を締結し、継続して中心市街地の活性化における連携を図っているが、補助金の交付は行っていない。市は、補助金を交付してきた理由について、市民に説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>平成13年5月末の松坂屋の撤退及び平成14年7月末の専門店街の閉店によって、近鉄四日市駅西側の歩行者流量が激減したことから、三井不動産㈱と連携して、四日市工業高校跡地に開発された高次商業施設の魅力を高め、もって本市の中心市街地のにぎわい創出を図ることを目的として当該補助金を創設し支援を実施していると毎年適時、商店街、関係団体、議会等に説明を行っている。</p> <p>なお、支援を実施したことで、平成13年5月の松坂屋等の撤退以前の水準まで歩行者流量が回復し、にぎわい創出が図られたことで当該補助金の目的を達成したものと考えている。</p>
<p>③ 市独自の融資制度における保証料にかかる補給金について</p> <p>ア この融資制度について、利用してメリットがある人も多くいる一方、制度自体を知らなくて利用していない人もいると思われる。市に損失補償という融資の利用に対するコストのある面も含めてこの制度の周知をしっかりと行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>取扱金融機関訪問時に融資利用者への周知依頼や、令和4年度以降の融資制度一覧をまとめたパンフレットに記載することで事業者にも広く周知徹底を図っている。今後も引き続き、関係機関やパンフレット、市のHP等で制度内容について周知を行う。</p>

<p>イ 中小企業振興資金保証料補給金について、融資を受ける事業者の経営状況に応じて保証料率が異なっても、市から交付される補給金の融資額に対する補給率は一律0.6%である。また、独立開業資金保証料補給金については、市からの補給金の融資額に対する補給率は一律0.3%で、中小企業振興資金保証料補給金の補給率と異なっている。こういった補給率の違いについて説明できるようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和4年3月31日          中小企業振興資金の保証料補給率については、平成21年度から国の実施する原材料価格高騰対応等緊急保証制度の期間に合わせ補給率を0.3%から0.45%に変更し、平成22年度から使用者の資金需要に対応するため補給率を0.45%から0.6%に変更した。          独立開業資金の保証料補給率については、平成26年度より、産業協力強化法の改正と利用件数の減少に対応するため、利用者の保証料率を0.6%（市補給0.3%後）とし、市の補給率は変わらないものの利用者の負担率が減少して利用しやすい制度に変更した。          また、平成30年度より、認定特定創業支援事業を受けた証明書を取得した事業者については、補給率を0.6%とし、創業者の増加を図っている。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について          職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和4年6月30日          新型コロナウイルス感染症対策事業により、職員の時間外勤務は増加傾向にある。時間外勤務が年間360時間を超えた課内の職員数は、令和2年度、令和3年度ともに6人となった。所属長により職員の時間外勤務の実態を実査し、課内の業務分担等を随時確認することで、業務の見直しや、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。          * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【継続努力】 令和4年6月30日          特定の職員に業務が集中することのないよう、課内での分担を行い、勤務時間の平準化に努めていく。</p> <p>【継続努力】 令和4年12月31日          令和4年度においては、12月時点で時間外勤務の月平均が30時間を上回る職員数は、商業労政課と工業振興課を合わせて5人となっている。引き続き、業務の見直し等により、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 障害者雇用の促進について【有効性の視点】          障害者雇用促進のため、就労コーディネーターを中心に企業を計画的に訪問し、補助金メニューの周知も行いながら障害者雇用の啓発を行っている。また、障害者雇用奨励補助金、特例子会社設立補助金、雇用促進交付金等既存の補助金のほか、令和2年度からは、新たに施設外就労促進事業費補助金の制度を創設し、2年度の実績はなかったものの、市内にある就労移行支援事業所等が実施する施設外就労を受け入れた企業等を支援する新たな取組みを開始している。今後も、企業等の障害者雇用が促進されるよう、より一層の取組みを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和4年3月31日          就労コーディネーターによる企業訪問に加え、令和3年度は、事業者向けの障害者雇用助成金をまとめた冊子を作成して、関係各所に送付・配置することによってさらなる周知を図った。この結果、令和3年度には施設外就労促進事業費補助金の申請が2件あり、施設外就労の利用促進につながった。また、障害者雇用奨励補助金の利用件数も前年度比で増加し、障害者雇用に一定の効果があったと考えられる。今後も、障害者雇用の促進に向けては、取組みを継続していく。</p>

<p>② 就労困難者の支援について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 若年の就労困難者で、「北勢地域若者サポートステーション」の利用者について、追跡調査をし、今後の市の支援業務に役立てること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>サポートステーションの利用者数及び就職者数については、サポートステーションから集計表を受理することとした。</p>
<p>イ 孤立や引きこもりが大きな社会問題となっており、相談に訪れた人の支援につながるよう、健康福祉部等とも連携をして対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月10日</p> <p>雇用対策にかかる庁内調整会議や教育・就労にかかる連携会議において、保護課や人権部局とも連携して、情報共有を図っている。</p>
<p>③ 勤労者・市民交流センターの役割について【有効性の視点】</p> <p>講座の内容がカルチャータ的なものや、勤労者と関係性の低い昼間の講座がある。時代の変遷の中で利用者のニーズも変わってきているので、今後の施設のあり方についても検討をしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>設立当初は勤労者福祉が目的であったが、現在は勤労者をはじめとする市民の世代を越えた交流を促進し、市民の福祉の向上を図ることを目的として運営している。今後の施設の在り方については、令和3年度の運営委員会でも検討され、令和4年度から勤労者世代向けの新規講座を実施する予定である。今後も運営委員会等の場であり方について検討を継続していく。</p>
<p>④ 市内の雇用状況の把握について【効率性の視点】</p> <p>コロナ禍で、市内の雇用環境にも影響が出ているが、失業率は国全体でしか把握できず、本市の状況は分からない。ハローワークや健康福祉部、社会福祉協議会と連携し、市内の雇用に関する情報共有に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>失業率は市町村単位では把握できないため、三重労働局との雇用対策協定に基づき、雇用環境の状況について情報共有に努めている。今後も関係部局と連携して情報共有に努めていく。</p>
<p>⑤ 商店街への出店促進について【有効性の視点】</p> <p>指標としている「中心市街地の空き店舗率」について、令和2年度は令和元年度に比較し、数値は僅かに下がり（10.1%→9.9%）、少しではあるが改善していることが分かる。昨今のコロナ禍の影響はあるものの、新たな出店意欲も旺盛にあるとのことであり、引き続き、空き店舗等活用支援事業補助金を有効活用し、事業者をサポートしてにぎわいづくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>中心市街地における令和3年度の空き店舗率は8.4%と改善がみられ、空き店舗等活用支援事業補助金の利用件数についても、令和3年度の新規利用は10件と令和2年度の5件、令和元年度の4件に比べ増加している。引き続き、関係団体に対して補助金等の周知を行い、空き店舗率の改善に努める。</p>
<p>⑥ 中心市街地イルミネーション補助金について【合規性の視点】</p> <p>補助率が10分の9であり、通常の補助金等の補助率と比べ高い。補助率が特に高い理由について、説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>本事業は、諏訪栄町地区街づくり協議会が中心市街地の賑わい創出のため実施しているが、構成組織の資金繰りの観点から事業費の捻出ができない状況が続いている。そのような中で、当事業は、中心市街地のにぎわい創出を目的として冬期に開催される貴重なイベントである。また、中心商店街の関係者からも継続して実施することが強く望まれており、全市的にも四日市の冬の風物詩として定着してきているため、市が10分の9補助している。</p>
<p>⑦ 三重北勢地域地場産業振興センターの運営について【合規性・効率性・経済性・住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 令和4年3月に法人が解散され、市の直営施設として運営されることが決定されており、名品館の機能を維持する方向で検討されているが、業務内容について慎重に検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>出展している事業者に対してサービス低下とならないよう、名品館の従来の機能は維持しつつ、名品館の本来の目的である地場製品のPRについて、魅力をより効果的に発信できるよう、売り場のリニューアルや広報物の作成を行った。</p>

<p>イ 恒常的に貸館の利用をしている方が多く存在するため、貸館機能についてもしっかりと検討し、丁寧な説明をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 従前からの利用者に対してサービス低下とならないよう、令和4年度からの貸館について、令和3年10月から周知を行うとともに予約の受付業務を行っており、令和4年4月1日から貸館業務を行うことで途切れなくサービスを提供している。</p>
<p>⑧ 企業の設備投資の促進について【有効性の視点】</p> <p>企業立地奨励金制度により、新規産業の立地や既存企業の新規設備投資を促進しており、令和2年度には、新たにAI、IoT等を導入するスマート化事業を事業対象に加え、さらなる企業の設備投資の促進を図っている。令和2年度は実績がなかったものの、国の推進する施策でもあり、今後の実績が見込まれている。</p> <p>また、令和2年度は、四日市市工場立地法市準則条例を制定して工業地域・工業専用地域の緑地面積率を緩和し、企業の設備投資を促進した。この条例改正により、活用できる土地が増えることによる投資の増加が多く見込まれている。</p> <p>今後も、本市の産業経済の振興と市民の就労の場の確保を図るため、効果的な企業の設備投資促進策を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>企業立地奨励金制度については、平成12年度から施行しており、社会情勢の変化に応じて適宜必要な改正を行ってきている。</p> <p>また、工場立地法の緑地面積率に関する四日市市工場立地法市準則条例施行後には、臨海部企業において大規模な投資が決定・着手されている。</p> <p>今後も、本市への企業の立地や設備投資が進むよう、企業立地奨励金等のインセンティブを時勢に即したものとなるようアップデートしていくとともに、規制についてもより合理的かつ必要な範囲となるような見直しを行うなど、市外からの企業の新規立地や市内事業所における設備投資が進むよう取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>企業立地奨励金制度については、平成12年度から施行しており、社会情勢の変化に応じて適宜必要な改正を行ってきている。</p> <p>また、工場立地法の緑地面積率に関する四日市市工場立地法市準則条例施行後には、臨海部企業において大規模な投資が決定・着手されている。</p> <p>今後も、本市への企業の立地や設備投資が進むよう、企業立地奨励金等の既存のインセンティブをアップデートしていくとともに、新たな産業の誘致に向けた支援策を検討していく。また、規制についてもより合理的かつ必要な範囲となるような見直しを行うなど、市外からの企業の新規立地や市内事業所における設備投資が進むよう取り組んでいく。</p>

<p>⑨ 工業振興策について【有効性の視点】</p> <p>事業所の設備投資を促進することを目的とし、緑地面積率の緩和を行っている。一方で、工場立地法施行以前に立地し、緑地面積率を満たしていなかった事業所の設備投資により、市はかえって緑地を増やす効果の見込みも想定していたが、結果として緑地面積率は前年度より下がっている。また、企業立地奨励金制度では、令和2年4月改正で、CO<sub>2</sub>削減に向けた新エネルギーに切り替える際の設備投資を新たな対象としている。脱炭素社会への対応など、将来を見据えて時代に即すような企業の後支えを行い、結果として市民の安全・安心、健康、暮らしづくりが向上するよう、市民の方を向いたまちづくりを考えていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>緑地面積率については、条例施行後の単年では若干下がったものの、今後、既存工場の投資が進むことで、それに伴い設ける必要がある緑地の面積が増加することにより、中長期的には本市の緑地面積率が上がっていくと考えている。</p> <p>また、企業立地奨励金制度の改正で新たな対象とした新燃料への転換に対応する事業はもとより、四日市市工場立地法市準則条例により、通常の企業の投資が促進され、老朽化した設備が最新の設備に更新されることにより、省エネ効果が高まり、環境面や安全面もより向上する効果があると考えている。</p> <p>今後も企業への施策を通じて、市民のQOLが向上するよう取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>緑地面積率については、条例施行後の単年では若干下がったものの、今後、既存工場の投資が進むことで、それに伴い設ける必要がある緑地の面積が増加することにより、中長期的には本市の緑地面積率が上がっていくと考えている。</p> <p>また、企業立地奨励金制度の改正で新たな対象とした新燃料への転換に対応する事業はもとより、四日市市工場立地法市準則条例により、通常の企業の投資が促進され、老朽化した設備が最新の設備に更新されることにより、省エネ効果が高まり、環境面や安全面もより向上する効果があると考えている。</p> <p>脱炭素の観点では、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するコンビナートを目指し、企業と協力して取り組みを進めていく。</p> <p>今後も企業への施策を通じて、市民のQOLの向上を図っていく。</p>
<p>⑩ 情報収集について【有効性の視点】</p> <p>世の中の動きを先取りするための情報について、その入手方法の検討や、取得した情報を企業や商店街の事業者にはフィードバックする方法について検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>経済動向の確認や国・県から発信される情報を関係団体への聞き取りや新聞、HP等から入手するよう努めている。</p> <p>入手した情報については、職員による企業や商店街連合会等への訪問をはじめ、地場産業関係団体の会議等の場を活用して提供を行っている。</p> <p>また、四日市商工会議所や三重県産業支援センターなどの他機関とも連携しながら情報収集・情報提供を行っている。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 商工農水部 農水振興課、農業センター、食肉センター・食肉地方卸売市場  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月13日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】                  事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。                  上記対象課：【農水振興課】【農業センター】【食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日                  注意事項については、職員一人一人がリスクを認識するよう、担当者だけでなく所属内で内容を共有し、直ちに是正した。また、会計規則、文書管理規定など「適正事務の手引き」に基づいた事務執行を意識しながら、複数職員によるチェック体制を徹底し、ケアレスミスの再発防止に取り組んでいる。今後も、リスクを認識し適正な内部事務に努めていく。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）                  休職中の職員が2人いる。その職員の人生にもかかわることであるので、管理職を中心にきめ細やかにフォローアップすること。また、業務の見直しだけではなく、人事当局にも働きかけながら必要な人員を確保するなど、根本的な改善を図ること。                  上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日                  休職者が職場復帰した際には、担当業務の進捗状況を面談などにより確認し、トレーナーを配置するなどして、円滑な職務遂行の支援に努めた。また、各係の業務分担を見直し、業務の分散化、平準化を図るとともに、適切な人員配置について人事当局に働きかけた。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                  職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。                  上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日                  令和3年度においては、時間外勤務の月平均が一人当たり15.7時間となり、令和2年度の30.9時間と比較すると大幅に減少する結果となった。また、年間360時間を超える職員も、令和2年度の7名から大幅に減少し1名となった。今後も、継続して時間外勤務適正化に向けた取組を通じて、働き方改革に取り組んでいく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 補助事業などの見直しについて【効率性の視点、有効性の視点】 農水振興課では補助事業、地元要望や農家活動の支援など、多くの事業に取り組んでおり、適宜、対応基準の整備や要綱等の見直しを行っている。社会情勢や地域状況などの変化を見据え、補助金の効果の観点も考慮した見直しを行うこと。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 1月12日 令和4年度の予算を作成するにあたり、全ての補助金について費用対効果を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助金についても見直しを図った。また、要綱が未整備の補助金については要綱を制定した。</p>
<p>② 農業センターの整備工事について【有効性の視点】 農業センター南ゾーンの整備工事について、総合評価方式による提案内容に課題がなかったか十分な検証を行うこと。また、入札に参加した全ての事業者が納得できるような工事が行われるよう管理・監督を行うこと。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 3年 6月30日 総合評価方式による提案内容については、経験豊富な5名の委員によって審査されており、問題はないものと判断した。また、工事の管理・監督について、適宜、監督職員が現場確認を行い、請負業者と施工内容を検証するなど、引き続き適切な施工管理に努めていく。</p>
<p>③ 森林環境譲与税などの活用について【有効性の視点】 森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税市町交付金は、複数の部局で事業を実施しており、一方で森林環境基金に積み立てるなど、有効に活用できていないことが推測できる。SDGsやカーボンニュートラルなど環境に配慮した取り組みもできている中で、様々な活用方法を検討するとともに、事業を実施する部局をまとめて計画的に行うなど、譲与税等の有効活用を進めること。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月18日 譲与税等については、令和3年12月に令和4年度実施予定の事業要望を取りまとめ、関係部署に対し確実な事業執行を求めている。また、財政課及び政策推進課と連携し、譲与税等の活用方法を検討している。市民の取組を支援する里山保全事業及び危険木等除去支援事業については、地区市民センター館長会と連携し、事業の周知・募集を行った。</p>
<p>④ GAP等の認証取得の推進について【有効性の視点】 GAP等の認証取得推進事業について、認証されている農家は認定農家の一部である。食の安全や持続可能な農業の観点から、取得率の目標を立て、啓発に力を入れること。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 GAP等の認証取得については、輸出対応や販売先への対応など、農業者によってその目的は異なるものの、持続可能な農業経営の観点から有用であることなどの啓発を行うことにより、取得を呼びかけていく。</p> <p>【措置済】 令和 4年10月20日 農業経営改善計画の更新時や各種補助金の説明などの機会をとらえ啓発を行った結果、1件新たな団体認証取得の取り組みにつながった。</p>
<p>⑤ 農村公園の管理について【経済性の視点、効率性の視点】 市街化調整区域にある農村公園の管理は農水振興課が行っているが、市街化区域にある公園は市街地整備・公園課が管理しており部局が異なっている。業務の合理化の観点から管理する部局をまとめることができないか検討すること。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 農村公園は、農村地域の住民にとって重要な農業用施設であり、「都市公園」とは利用形態が異なるため、管理部局をまとめることは不相応であると判断できる。今後も営農支援の一環として農水振興課にて管理することとした。</p>

<p>⑥ 漁業振興事業について【有効性の視点】          漁業振興について先細りが想定できるので、漁業で生計を立てている人のことも考慮した支援のあり方等、将来を見据えた漁業振興の方向性、あり方を検討すること。          上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月 24日          漁獲量が年々減少している中で、水産資源を確保するため、四日市市漁業協同組合が実施する種苗放流事業を支援している。令和4年度は、従来のガザミに加え、新たにカレイ・ヒラメの種苗放流についても支援する予定である。令和4年度内には、三重県が吉崎海岸で整備を進めている干潟が完成することから、今後、この干潟を活用した貝類の回復・増殖に向けて、関係機関と連携して取り組んでいく。</p>
<p>⑦ 農業施策について【有効性の視点】          まずは、将来の農業のあり方や方向性を見据えることが重要である。その上で、農業施策を行うこと。          また、農家や農業従事者の意向や市民ニーズ等を把握して農業施策の推進を図ること。          上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月 15日          令和3年度に市内各地区において、農業者や農業委員等の関係者による話し合いを行い、各地区が抱える課題を共有し、将来の地域農業を実際に誰がどのように担っていくのか方針を明確にした。（いわゆる「人・農地プランの実質化」を図った。）今後は、この人・農地プランに基づき、各地区の担い手農家への農地集積や新規就農者の確保、産地づくりなどに取り組んでいく。</p>
<p>⑧ 各種協議会の預金管理について【法規性の視点】          農水振興課において、各種協議会の事務局として多くの預金を管理しているため、事故が起きないように取り組むこと。          上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 3年 5月 14日          通帳と銀行印は別々の場所で保管し、保管庫の鍵は所属長が管理するなど事故防止の徹底を図っている。また、出納に際しては、事務局内での決裁を経て適切な執行に留意している。引き続き、事務局として厳重な預金管理に努める。</p>
<p>⑨ 農福連携について【有効性の視点】          障害者等による農業分野での活躍を促す農福連携について、農業センターの整備後には研修の場として使ってもらえるよう健康福祉部との連携を図るとのことであるが、今後も農福連携事業を推進し、具体的な事例を作れるよう取り組むこと。          上記対象課：【農水振興課】 【農業センター】</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月 30日          農業センターでは、障害者就労支援事業ワークセンターの職員が同センターのほ場にて障害者による農作業体験の可否を検証すべく作業体験を行い実地判定をしたうえで、障害者の農作業体験の場を提供している。そのため、健康福祉部と連携して農業センターの作付計画等を福祉事業者へ情報提供し、体験希望者を受け入れることとしているが、現在のところ体験の申し込みがない状況である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や農業センターの施設再整備事業を行っていることもあり、福祉事業者や農業者との意見交換会等の開催はできなかった。引き続き、農業センターでの農作業体験の場や機会を提供するとともに、福祉事業者と農家との連携ができるよう意見交換会や研修会を開催し、農福連携につながるよう努めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 12月 31日          健康福祉部を通じて、改めて福祉事業者へ情報提供を行ったが、申し込みがない状況である。引き続き、農業センターでの農作業体験の場を提供するとともに、福祉事業者や農業者との意見交換会や研修会を開催し、農福連携の推進に取り組んでいく。</p>



<p>⑩ 農業センターの役割について【有効性の視点】</p> <p>ア 農業センターが整備されると市民の期待も上がる。多様な農業があるので、最先端の技術や情報をいち早くキャッチして、タイムリーな情報を市民へ提供できるよう取り組むこと。 上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>三重県やJA等の関係機関と連携し、市内農家の農業経営に有効となるような情報収集に努めている。また、農業センターと茶業振興センターに気象センサー等を設置し、取得した気象データ等をホームページ上に公開するだけでなく、ナシの発芽促進剤を散布するタイミングの判断ができるDVI値（発育速度や発育ステージの指標として気象データを基に数値化した値）を公開するなど、経験や勘に頼らず、データに基づいた栽培方法の情報を提供していく。</p>
<p>イ 特色のある農業を伸ばしていかないと生き残れない時代であるので、そうしたことに取り組む農業者を支援するため、情報を得る触覚（アンテナ）は残しておくこと。 なお、市の職員が農家に助言できるよう努めること。 上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>三重県が推奨している早期成園化、多収、軽労働化が可能な果樹栽培や新規作物の試験栽培に場内圃場で取り組んでいる。今後も三重県、JA等と連携し、職員の知見を高めていくだけでなく、新しい栽培方法を体験、研修できる施設として整備していく。</p>
<p>⑪ 茶業振興センターの活用について【有効性の視点】</p> <p>茶業振興のために新しく施設を整備して3年が経つが、貸館や製茶機の稼働率は低く、茶業振興センターの有効活用ができていない。指定管理者に対し、企画の立案や茶業の振興につながる取り組みが行えるよう働きかけること。 上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>職員の退職等で後任を確保できていないことや、コロナ禍でお茶の振興やPRをする企画が自主事業として実施できなかったことから、指定管理者にはコロナ禍でも安全対策を講じて実施できるような方策を検討するよう働きかけた。また、令和5年度からの新たな指定管理者の選定に向けて、多くの人に施設を利用してもらえるような企画の立案・実施の実績のある団体が応募できるように管理者の選定を行う。</p>
<p>⑫ 食肉センターの運営について【有効性の視点】</p> <p>食肉センター、食肉地方卸売市場の施設は、老朽化が進んでいる機械の更新も含めた対応を検討すること。現状は補助金を出して集荷しているが、将来的に立ち行かなくなることが想定できる。将来を見据えた施策を検討すること。 上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>各機械設備や冷蔵設備については、耐用年数等を考慮し計画的に更新を行い業務に支障がでないよう対応している。集荷対策については、卸売会社である、(株)三重県四日市畜産公社と共に、今後の経営計画等策定を図り、有効な対策を行っていきたい。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>集荷対策については、卸売会社である、(株)三重県四日市畜産公社と共に、近隣生産農家を訪問し、出荷要請活動を行った。今後は、他市場の事例を研究するとともに、集荷に有効な対策を関係機関と協議するなどして、必要な取組について調査・検討していく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）  <b>◆</b>食肉センターにおいて、当所属の勤続年数が短い職員で構成されているが、業務への支障はないか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）            △ 食肉センターの正規職員は、当所属の勤続年数が3年未満の職員3人で構成されているが、電気技師など業務を踏まえた職員が配置されている。当所属の業務内容は、食肉センター・食肉地方卸売市場の管理業務等が中心であり、前任者からの引継ぎも十分行っていることから業務への支障は生じていないが、将来の人事異動を想定し、知識や技術を継承できる仕組みが必要である。            上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>現状、管理業務等に支障はきたしていないが、特異的な業務を行っている部署であることを踏まえ、適切な人材配置ができるよう、人事当局との調整に努めていく。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>現状、管理業務等に支障はきたしていないが、専門的な業務を行っている部署であることを踏まえ、適切に業務の引継ぎができるよう、人事当局との調整に努めていく。</p>
<p>(4) 原課契約工事が適正に行われないリスク  <b>◆</b>請負金額が50万円に近い工事が複数あるが、原課契約工事は適正に行われているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）            △ 農水振興課の原課契約工事において、請負金額が50万円に近い工事が複数ある。業者によって人件費等に差異があるため、業者選定にあたっては農水振興課で十分検討を行うなどの対策をしていた。引き続き、市民から疑念を持たれることがないように契約事務を適正に行うとともに十分な説明ができるようにする必要がある。            上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>原課契約工事については、四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、施工地区内の2者以上の業者から見積書を徴収している。引き続き、業者選定や見積り内容等について十分精査し、適正な工事執行に努める。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>業者選定にあたっては、施工地区内の2者以上の業者から見積書を徴収し、その見積内容は複数の職員で十分に精査を行っている。引き続き、適正な工事執行に努める。</p>
<p>(6) 公有財産・備品管理のリスク  <b>◆</b>農業センターの整備に伴い、公有財産・備品の管理は適切に行われているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）            △ 農業センターの再整備事業に伴い、令和2年度より仮設事務所にて業務を行っており、備品も仮設倉庫などに移している。再整備事業が完了する令和4年度までには、建物や工作物の建替え、備品の再移動などが発生するため、公有財産や備品の管理が重要となる。農業センターの業務の見直しにより、不用となった備品は適切な手法で産業廃棄物の処理を行い、必要な備品は適切に管理されているが、引き続き、所在が不明となる備品が発生しないよう公有財産の管理と併せて適切な管理をする必要がある。            上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>仮設事務所への移設の際は、不用となった備品は適切に廃棄処理を行い、残す備品については備品台帳を利用した移設を行うことで、備品の亡失することはない。新事務所への移設についても、前回の移設同様に公有財産管理と併せて適切な備品管理に努める。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>再整備事業における工事完了予定が令和5年1月下旬であり、新事務所への移設が同年2月下旬を予定していることから、前回の移設同様、公有財産管理と併せて、備品の亡失を防ぐために移設前後で備品の確認を行うなどして、適切な管理を心がける。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 商工農水部 けいりん事業課  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月14日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>内部事務管理について【合規性の視点】                      事務処理の基本的な部分で多くの誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上位職によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日                      毎年、主要な業務は担当者をローテーションしており、主・副担当を充てている。多くの職員が幅広く業務を把握できるように努め、人事異動の際もTODリストを用いてノウハウが継承できるようにしている。決裁文書は課内全員がチェックし、複数の視点で誤りがないように確認している。事務上の誤りが発現した場合は、朝礼や課内の会議で事象と対応策の情報共有を図っている。                      引き続き内部事務管理の徹底に努める。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日                      令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による業務の増加により、時間外業務の増加が見られた。                      職員間の業務の平準化を図るため、毎週課内会議を実施し、業務の進捗管理を実施し、課題に対して対応策を議論するとともに、業務の再割り振りを必要に応じて実施している。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 現金の取扱いについて【効率性の視点】                      けいりん事業課においては、事務の性格上、多額の現金を取り扱っているが、職員数が少ないこともあり、事故のないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日                      開催用の現金について、金庫からの入出金時および窓口払い時には2人以上で金額の確認を行っている。なお、競輪場内には警備会社による機械警備や監視カメラを設置し、防犯対策を講じている。                      課長口座内の現金について、入出金時には2人以上で金額の確認を行っている。また、毎月末には通帳口座と資金明細表の突合確認を行い、課長へ報告をしている。なお、銀行印は施錠できる場所に保管し、鍵は所属長が管理している。</p>

<p>② 不正行為の発生防止について【有効性の視点】 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、選手を分宿する際の競輪場とホテルの移動にバスを使用している。例えば移動中にカーテンをするなど、不正行為の発生防止に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 競輪競技実施法人の職員が競輪選手が乗車するバスに同乗し、選手に不正が疑われる動きが無いかを注視している。 窓ガラスは黒の濃色で透過率は低く、外部からの視認性は低くなっている。</p>
<p>③ 場外発売受託収入について【効率性の視点】 場外発売受託収入は、出納整理期間終了間際の納入があることから余裕をもって納入されるよう、相手方に要望すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 契約書にて請求を受けた日から30日以内に支払うことを明記している。 令和4年度から、出納整理期間中に入金される見込みの場外発売受託収入は、支払期限を設定し債務者へ通知を行う。期限前にも納入が無い場合は、電話や文書で催促を行う。</p>
<p>④ 公益財団法人JKAへの交付金について【経済性の視点】 自転車競技法に基づき、各施行者が車券売上額に応じて公益財団法人JKAに交付金を支払っている。交付金は多額のため、他の施行者と共同して交付金率の引き下げについて要望すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 東海ブロック競輪場所在地議会議長会にて、JKA交付金軽減の要望書を取りまとめ、総務省、経済産業省やJKAに要望書を提出している。 全国競輪施行者協議会の会長からも、経済産業大臣に要望活動を実施している。 過去に交付金率の軽減を実現しており、今後も同様に削減の要望を実施していく。</p>
<p>⑤ 場外未払資金について【有効性の視点】 時効になるまでの支払いに対応するため、令和2年度分の場外未払資金を保管している状況であるが、出納閉鎖までに戻入すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 令和2年度は出納閉鎖までに戻入済みであり、令和3年度も戻入済みである。 今後も時効に到達した時点で、速やかに戻入処理を行う。</p>
<p>⑥ 四日市競輪開催連絡協議会について【有効性の視点】 競輪開催連絡協議会の資金は、四日市競輪場がホームグラウンドの優勝者に対して使用しているが、その使用が妥当であるか検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 競輪開催連絡協議会は、競輪事業の活性化が目的の一つである。支出の対象を特別競輪等の優勝者として使途を限定しており、今後も四日市競輪のさらなる振興のため活用していく。</p>
<p>⑦ ガールズ競輪選手が利用する施設について【効率性の視点】 当競輪場は古い施設であり老朽化が見受けられるが、順次施設改修を行い、女性仕様とするなどガールズ競輪選手が利用する施設は改良が進んでいるとのことである。ガールズ競輪選手の居心地がよい設備となるよう他の競輪場のよい所を取り入れながら選手の満足度を高める工夫を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 令和4年度に、施設整備の基本計画の策定を予定しており、四日市競輪開催中のガールズ選手控室の快適性を高めるため、選手管理棟や東棟を改修し空き部屋の有効活用を図ることを計画に位置付ける。 【継続努力】 令和 4年12月31日 令和4年度に策定中の基本計画にて、東棟を改修しガールズケイリン選手等控室のスペース確保を位置付けた。今後も競輪競技実施法人であるJKAから意見を徴収し、ハード・ソフトの両面から改善していく。</p>

<p>⑧ 競輪場施設の改修について【有効性の視点・経済性の視点】 施設改修にあたり、現在使用されていない一部施設についてのコンパクト化を検討している。お客様の満足度が下がらないような施設のコンパクト化、利用しやすい施設改修を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 令和4年度に、施設整備の基本計画策定を予定しており、令和6年度に現状の入場者数に即した施設の集約化及び老朽化に伴う新設及び改修を行い、来場者の利便性向上を図る。</p>
<p>⑨ ギャンブル依存症対策について【有効性の視点】 競輪事業については、収益を上げていくことが必要ではあるもののギャンブル依存が高い人の生活を侵食しないという問題意識を持って、依存症対策の相談体制について進めていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月 31日 令和4年度に策定中の基本計画にて、新しく外向投票所を整備し、建物内にコンビニエンスストアの配置を位置付けた。あわせて、南入場門及び現外向投票所跡地にオープンスペースを整備し、移動販売車のスペースを確保していくことを明記した。 今後も、令和5年の本場開催時に来場者からアンケートを行うなど課題を抽出し、お客様の満足度が向上し、対応すべき内容は設計に反映していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日 令和3年度は、けいりん事業課職員が三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会の委員となり、課題や対応策について協議した。当部会で策定した三重県ギャンブル等依存症対策推進計画で、関係機関による相談支援体制を構築した。 競輪のギャンブル依存症を扱う専門の相談窓口を知らせるために、場内のポスター掲示とモニター表示を行い、競輪場ホームページでもお知らせしている。専門の窓口では、臨床心理士が対応し、家族や本人からの申請に応じ投票禁止措置を行っている。</p>
<p>⑩ 競輪場施設の有効活用について【有効性の視点】 競争路内にあるテニスコート及びグラウンドゴルフ場を廃止した跡地について、今後の利用方法は未定とのことである。例えば他の競馬場では子どもたちが遊べるように遊具を設置している所があることから、来場者の要望や他場を参考にしようえで有効に活用すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 高校生などのアマチュア団体が競走路を使用する際に、テニスコートやグラウンドゴルフ跡地を休憩場所や活動スペースとして利用している。令和6年度に競走路の全面改修を行うことから、その際に跡地の芝生化を予定している。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月 31日 競走路内のテニスコート及びグラウンドゴルフ跡地を芝生化するため、令和4年11月から競走路全面改修の設計会社と調整しており、競走路全面改修の設計に反映していく。 芝生化した後は、競走路内のイベント時に活用するため、来場者アンケートやイベント時の利用者の声を踏まえて企画していく。</p>
<p>⑪ 売店の経営について【経済性の視点】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客開催とした際には、売店も休業している。無観客期間に応じて売店使用料及び光熱費を減免しているが、観客サービスの面からも売店の継続が可能となるよう売店の経営状況を把握し、配慮できる点について検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日 令和2・3年度に、新型コロナウイルス感染症対策で売店が営業できない場合は、休業期間に合わせて使用料や光熱水費の減免し、国県市の支援制度の案内を行った。今後も競輪場の本場・場外開催ができない場合は、減免措置や支援制度の情報提供を図っていく。</p>

<p>⑫ 霞ヶ浦会館の宿泊室の使用について【有効性の視点】</p> <p>コロナ禍においての競輪選手の霞ヶ浦会館の使用について、できる限り宿泊人数を削減することという「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき、一室4人収容のところ3人使用としている。その後、緊急事態宣言が発令されている都市の選手が配備されたときはできる限り一室2人使用に配慮することとなり、令和3年4月以降は発令都市に該当する選手については2人使用としている。万が一感染者が発生した事態を踏まえると、競輪開催中止もあり得ることから経費は増加するものの1人部屋とすることが可能かどうか検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>競輪業界におけるコロナ対策として、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策要綱」を制定しており、同ガイドライン及び同対策要綱に基づいた対応を実施している。令和3年度は、各部屋にサーキュレーターを設置し、毎開催、競輪実施法人の職員が選手に対して室内換気やマスク着用などの指示を行った上で、一室の人数を2人又は3人としている。</p> <p>今後も現状の室数と利用者数で開催を継続していく。</p>
--	---

### リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 備品の適正な管理がなされないリスク</p> <p>◆施設が広く建物が複数存在し、管理している備品が多数であり、委託者に貸し付けている備品もあることから備品の移動等を把握し、適切な管理を行うことが日頃からできているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>× 全件の実査を行い備品の存在を確認しているが、中には備品ラベルの貼付が確認できなかったものもあるため、順次貼付しているとのことであった。速やかに備品ラベルの貼付を行う必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>指摘された備品は当日中に備品ラベルを貼付した。</p> <p>今後も備品の担当者が、受託者と情報共有を図りながら備品の移動状況を把握し、移動となる場合は備品マスタ情報を更新するなど管理の徹底を図る。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>前回の対応以降も、新規に購入した複合機やエンジンポンプなどの備品は、備品ラベルの貼付を行い、受託者と設置場所の共有を行った。また、日々の業務でも受託者と情報共有を図り、移動状況を引き続き把握した。</p>